

物部川

つり場案内





禁漁区【組合の規則であゆ、あまこ、こい、うなぎ、もくすがにの採捕が年間禁止】

- 土佐山田町町田農免橋上流端から、下流高知県内水面漁業調整規則第29条の同町町田かんがい用物部川下流統合堰上流端から上流70mに至る間。

禁漁区【県の規則で全水産動植物の採捕が年間全面禁止】

- 香美市土佐山田町町田かんがい用物部川下流統合堰上流端から上流左岸70mの点、下流左岸177mの点及び国土交通省右岸距離標8k/2から下流79mの点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域。
- 土佐山田町杉田発電用堰堤上流端から下流345mの間。
- 香北町吉野発電用堰堤上流端から下流櫛谷口の漁場標識から355度の線に至る間。



物部川流域図



されるみなさんへ

車や駐車違反などをしないで下さい。
いや河川での釣具の持ち去りに注意しましょう。
さないようにゴミや空き容器、釣糸・釣針など
帰りましょう。

●森林総合センター

